

労務安全書類のBuildee登録時のチェックポイント

◎ 施工体制台帳提出時には「**下請契約書の添付**」をお忘れなく！

チェックポイント①：下請契約書には「**請負代金の額**」が記載されていること
【民間工事の場合】

民間工事は請負代金の額に係る部分を**黒塗りする等**により抹消されているもので差し支えありません。

【公共工事の場合】

公共工事は黒塗り不可となります。

赤枠の注文金額の欄と明細の金額欄の黒塗りを外して下さい。

注文書

〇〇〇〇株式会社 御中 No 1001
発行日 2022/4/30

△△△株式会社
〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1
△△△ビル3階
TEL: 03-0000-0000
担当: 〇〇〇

下記の通り注文書をお送り致しました。

作名	〇〇〇プロジェクト
工期	2022/4/30
納品場所	
支払条件	月末締翌月末払

合計

摘要	数量	単位	金額
〇〇〇工事	1	式	

注文書イメージ

小計
消費税
合計

チェックポイント②：以下の契約項目を満たしていること

【建設業法第19条第1項各号】

号数	記載内容	確認欄
①	工事内容	<input type="checkbox"/>
②	請負代金の額	<input type="checkbox"/>
③	工事着手の時期及び工事完成の時期	<input type="checkbox"/>
④	工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	<input type="checkbox"/>
⑤	請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	<input type="checkbox"/>
⑥	当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	<input type="checkbox"/>
⑦	天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	<input type="checkbox"/>
⑧	価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	<input type="checkbox"/>
⑨	工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	<input type="checkbox"/>
⑩	注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	<input type="checkbox"/>
⑪	注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	<input type="checkbox"/>
⑫	工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	<input type="checkbox"/>
⑬	工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	<input type="checkbox"/>
⑭	各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	<input type="checkbox"/>
⑮	契約に関する紛争の解決方法	<input type="checkbox"/>

◎ 2023年1月1日付建設業法施行令の改正により

主任技術者の専任を要する請負代金の金額要件が緩和されました。

- 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げ

	改正前	改正後
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (建築一式：7,000万円)	4,000万円 (建築一式：8,000万円)

※ 請負代金の額の合計（消費税を含む）

「注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第1項の請負代金の額とする。」(建設業法施行令第1条の2第3項)

支給材料費を含む